

# 秦野市情報化推進計画（案）

（平成28年度～平成32年度）

秦野市



## 目 次

### ■ 1 これまでの歩み

- (1) 本市における情報化の推進 ..... 1
- (2) 情報化と情報セキュリティ ..... 2

### ■ 2 役割

- (1) 情報化推進計画の位置付け ..... 3
- (2) 情報化推進計画の基本理念 ..... 4
- (3) 情報化推進計画の基本方針 ..... 4
- (4) 対象期間 ..... 4

### ■ 3 基本的な考え方

- (1) 秦野市を取り巻く環境 ..... 5
- (2) 前情報化推進計画の総括 ..... 7
- (3) 情報化推進計画で目指すもの ..... 10

### ■ 4 計画の体系

- (1) 情報化推進計画の体系 ..... 11
- (2) 新総合計画との関連 ..... 13

### ■ 5 事業推進計画

- (1) 申請・届出など手続の電子化の推進 ..... 17
- (2) 統合型地理情報システム（GIS）の充実 ..... 18
- (3) ホームページの充実 ..... 19
- (4) デジタルデータ放送の活用 ..... 20
- (5) 定点カメラによる情報提供及び収集 ..... 21
- (6) SNS等による情報発信 ..... 22
- (7) 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 ..... 23
- (8) 施設予約システム対象施設の拡充 ..... 24
- (9) 建築計画概要書及び定期報告概要書の電子化の推進 ..... 25

(10)	開発登記簿の電子化検討	26
(11)	議場のICT化の推進	27
(12)	学校におけるICT教育の環境整備	28
(13)	不登校児童生徒に対するICTを活用した学習支援	29
(14)	学校におけるICT活用の推進	30
(15)	図書館情報総合システムの充実	31
(16)	ICT部門事業継続計画の策定及び運営	32
(17)	情報セキュリティポリシーの改定	33
(18)	避難所支援システム導入の検討	34
(19)	人事給与システムの導入	35
(20)	国民健康保険高額療養費の支払方法の電子化	36
(21)	健康管理システムの導入	37
(22)	新財務会計システムの導入	38
(23)	不動産登記のオンライン申請の活用	39

## ■ 資料編

1	本市情報システムの歩み	40
2	情報化推進組織の設置に係る規則	
(1)	秦野市情報化推進委員会規則	42

## 1 これまでの歩み

### (1) 本市における情報化の推進

本市における業務の電算処理は、昭和44年の住民税徴収業務電算委託からスタートしました。その後、昭和49年に最初のコンピュータを導入し、業務システムの自己開発、自己運用を実施し、事務処理の電算化を次々と進め、行政事務の効率化に貢献してきました。

平成13年以降は、イントラネットやインターネットの活用により、時間や距離の制約を受けることなく、一層効率的な事務処理や情報交換が可能となるように、インフラや活用環境の整備を目指して情報化に取り組んできました。

情報化のメリットを享受するためには、ネットワークの整備や機器の整備のみならず、利用者が技術を習得し、情報を受け取ることと併せて、発信し活用できることが必要となります。平成14年3月に策定した情報化推進計画（第1期情報化推進計画）においては、この点に主眼が置かれ、ネットワークの整備とともに、国が推進したe-japan戦略に合わせた、ICT講習会の積極的活用、市民が利用できるブロードバンドの整備促進、インターネットを活用した情報提供などが進められました。

また、行政事務の情報化を推進し、電子申請・届出、電子入札など電子自治体の推進に努めました。

更に、統合型地理情報システム（GIS）の導入、ホームページの充実、ICT活用学習支援事業の推進などに取り組み、平成23年3月の情報化推進計画改定（第3期情報化推進計画）を経て、引き続き、本市における電子自治体の推進を目指し、現在に至っています。

## (2) 情報化と情報セキュリティ

本市では、昭和60年に「秦野市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を定め、電算処理に係る個人情報の保護に取り組みました。平成6年からは「秦野市情報の公開及び開示に関する条例」により、電算処理のみならず、マニュアル処理（手処理）により扱う個人情報の保護を取り込み、一元的な制度として運用してきました。

また、個人情報の適正な取扱いの確保、自己情報のプライバシーの権利について明らかにした「秦野市個人情報保護条例」と、市民の知る権利、市民に市政を説明する責務及び市政への市民参加の推進について明らかにした「秦野市情報公開条例」を平成18年1月から施行しました。

なお、情報のネットワーク化は、事務処理などの効率化というメリットをもたらしますが、誤った情報、保護すべき情報や機密情報がネットワークを通じて流れた場合は、瞬時に被害が拡大するなどの危険性も併せ持っています。このため、情報化の推進においては、制度やシステムなどによる総合的な情報セキュリティの確保がより一層重要となっています。

## 2 役割

### (1) 情報化推進計画の位置付け

第4期情報化推進計画となる本計画（以下「情報化推進計画」という。）は、秦野市総合計画（HADANO2020プラン）（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、本市における情報化の推進について具体化するものであるため、これらの上位計画と密接に連携したものであることが必要となります。

このため、情報化推進計画においては、上位計画にも関係事項を位置付けるなど、連携を重視し、その実効性を担保していきます。

### 【総合計画で定める都市像】

みどり豊かな暮らしよい都市（まち）

### 【総合計画で定める都市像実現のための基本目標】

- 1 豊かな自然と調和した快適なまちづくり
- 2 地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり
- 3 産業活力を創造し多彩な魅力に出会えるまちづくり
- 4 豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり
- 5 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり

## (2) 情報化推進計画の基本理念

本市における情報化の推進は、ICTの活用により、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現を目指すものであり、市民サービスの充実や効果を低コストで実感できるものとするために、ICTの活用による情報化の推進を、市民の皆様とともに進めることが重要であることから、次の基本理念のもとに、情報化の推進を図ります。

市民とのパートナーシップによるICTの有効活用  
～「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現に向けて～

## (3) 情報化推進計画の基本方針

情報化推進計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本方針のもと計画を進めていきます。

- 1 より一層便利な電子市役所の推進
- 2 より一層安心できる情報管理の仕組みの構築
- 3 より一層の低コスト化及び環境への配慮

## (4) 対象期間

情報化推進計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、計画期間中は、年度毎に事業の進捗状況を把握し、また、社会情勢及び市民の皆様の声などを考慮し、必要に応じて事業推進計画の見直しを行います。



### 3 基本的な考え方

情報化推進計画の基本理念のもとに情報化の推進を図るため、情報化推進計画においては、基本的な考え方として、現在の秦野市を取り巻く環境を認識した上で、第3期情報化推進計画（以下「前情報化推進計画」という。）を総括するとともに、「より一層便利な電子市役所の推進」、「より一層安心できる情報管理の仕組みの構築」及び「より一層の低コスト化及び環境への配慮」を目指していきます。

#### (1) 秦野市を取り巻く環境

##### ア 人口構造の変化（少子高齢化の進行）

本市の人口は、平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の17万417人をピークに減少に転じ、現在（平成28年1月1日現在で16万7948人）に至っています。

また、年少人口（0歳から14歳）は平成12年には14.1%でしたが、年々減少し、平成27年には12.1%になっています。一方、老年人口（65歳以上）は12.4%が25.5%に、15年間で約2倍の増加となり、急速に少子高齢化が進んでいます。

##### イ 財政状況

平成26年度決算では、企業の業績回復等の影響を受けて法人市民税が増額になるなど、前年度に比べ、市税全体では約4億2千万円の増収となりましたが、個人市民税は、個人事業者の所得水準や給与所得者の賃金水準が低迷したことなどにより約1億4千万円の減収となるなど、景気回復の影響が個人の所得にまでは及んでいない状況にあることが伺えます。

一方で、高齢化の進行などに伴い、扶助費が約8億6千万円の増額となるなど、今後の生産年齢人口の減少等に伴う税収減や、社会保障関係経費の増加、経済情勢の変化等を勘案すると、依然として厳しい財政状況が続いています。

このような状況の中で持続可能な財政運営を行うためには、これまでも職員給与費や補助金の削減、市債の借入歳入の確保に最大限努力

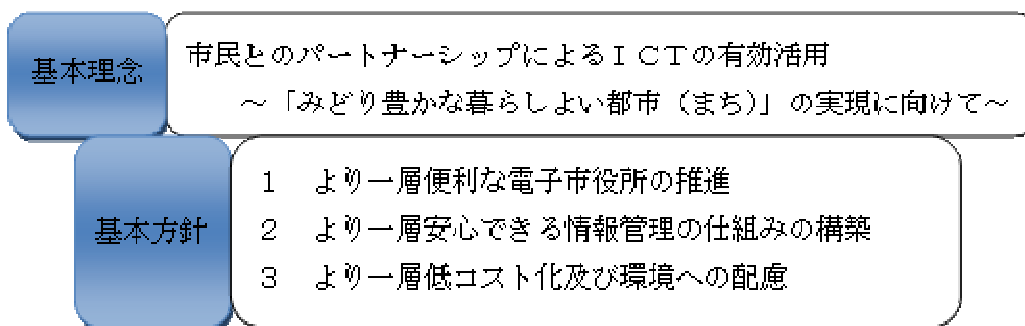
するとともに、歳出面では公共施設の再配置の推進や徹底した事務事業の見直しによる経費削減など、行財政改革の取組みが不可欠となっています。

(2) 前情報化推進計画の総括

ア 計画の体系

前情報化推進計画は、「市民とのパートナーシップによるICTの有効活用」という基本理念を掲げ、その実現のため、3つの基本方針のもと事業推進計画を実行してきました。

■前情報化推進計画の基本理念と基本方針

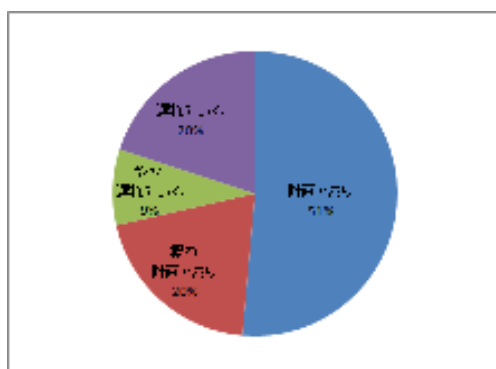


イ 個別計画の総括

各事業推進計画の実施担当課からの各計画の進行状況における回答をまとめると、全ての事業推進計画のうち約7割の計画が概ね計画通りに実施されており、一部で計画の実施に遅れが出ているものの、計画全体としては概ね良好に進行していると考えられます。

しかし、事業推進計画の中には、取り巻く状況の変化により方向性を見直す必要があるものや、推進方法を見直す必要があるものなどもあるため、今後はより一層の情報化の推進に資するべく、改めて計画の見直し実施する必要があります。

■各事業推進計画の進行状況



進行状況	計画本数	割合
計画どおり	18	51%
概ね計画どおり	7	20%
やや遅れている	3	9%
遅れている	7	20%

前情報化推進計画において実現した主なものには、次のようなものがあります。

**(ア) 電子申告の導入**

給与支払報告書、法人市民税、償却資産の申告手続きに関する電子申告の運用を開始し、これらの手続きを行う場合に、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができるようになりました。

**(イ) 小中学校における情報化の推進**

小中学校に電子黒板を設置し、パソコン教室内における教育情報システムの充実を図りました。

また、一部の学校にタブレット端末を導入しました。

**(ウ) 水道事業の運營業務の効率化**

持続可能な水道事業の運営の実現に向け、平成24年4月から上下水道料金電算システムを含む上下水道料金に関する業務を包括的に民間委託しました。

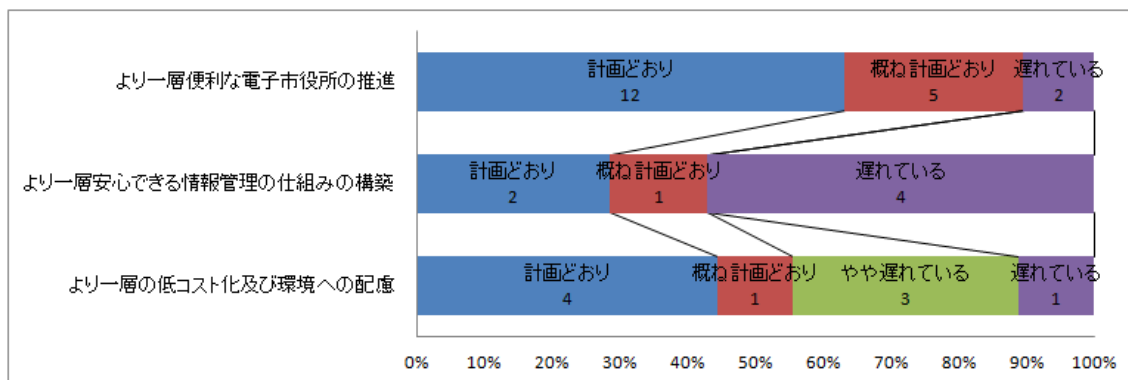
**(エ) ICT部門業務継続計画の策定**

平成25年度に秦野市ICT部門業務継続計画（地震編初動版）を策定しました。

### ウ 各基本方針に係る事業の進行状況

3つの基本方針ごとに事業の進行状況をみると、基本方針1「より一層便利な電子市役所の推進」に係る事業については、ほぼ全ての計画が概ね計画通りに実施されていた一方、他の2つの基本方針に係る事業については、計画の進行に遅れがみられるものが約半分程度となっており、基本方針ごとに進行状況に差異が見られます。

#### ■ 基本計画別の進行状況内訳



### エ 計画の遅延または未達成の理由

計画の進行に遅れがみられる事業は、基本方針2「より一層安心できる情報管理の仕組みの構築」及び基本方針3「より一層の低コスト化及び環境への配慮」に集中しています。これは、これらの方針に係る事業については例えば自治体クラウドの導入のように国、県及び他市町村の動向に影響を受ける事業や、情報システム部署の事務室の移転などのように全庁的な調整が必要な事業が含まれており、事業の進行に与える外的な要因の影響が比較的大きいことによるものです。

### (3) 情報化推進計画で目指すもの

本計画に際しては、昨今のICTを取り巻く様々な状況を考慮したうえで、より実効性が高く市民の利便性向上のために推進すべき計画とする必要があります。

#### ア より一層便利な電子市役所の推進

スマートフォン等の普及に伴い、近年ではモバイル端末からのインターネットの利用件数が急増しています。このような状況を踏まえ、従来から取り組んできた電子申請に加え、他の手続きについてもインターネット経由での手続きが可能となるよう、対象の拡充の検討が必要です。

また、情報伝達・提供手段の多様化も顕著であることから、市民に対する情報提供にあたっては、ホームページはもちろんのこと、様々な新しい情報発信の手段を積極的に活用していくことが必要です。

#### イ より一層安心できる情報管理の仕組みの構築

地震をはじめとした大規模災害等に対応した情報管理の重要性は一層増してきている上、番号制度を開始する中、取り扱う情報についても高い機密性を維持するために高度なセキュリティ対策を検討していくことが必要です。

#### ウ より一層の低コスト化及び環境への配慮

本市の内部事務については、個々の既存システムによる業務効率の向上が困難となってきたため、より効率的な業務運用や業務改善が可能となる業務システムを導入する必要があります。業務の非効率化はミス等のリスクを抱えるだけでなく、業務作業にも時間をより多く費やすこととなり人件費の増加等につながります。そのためにも業務の効率化、経費節減等のため既存の業務システムにとらわれることなく新たな業務システムの導入について検討し、内部事務の効率化を着実に推進していくことが必要です。

## 4 計画の体系

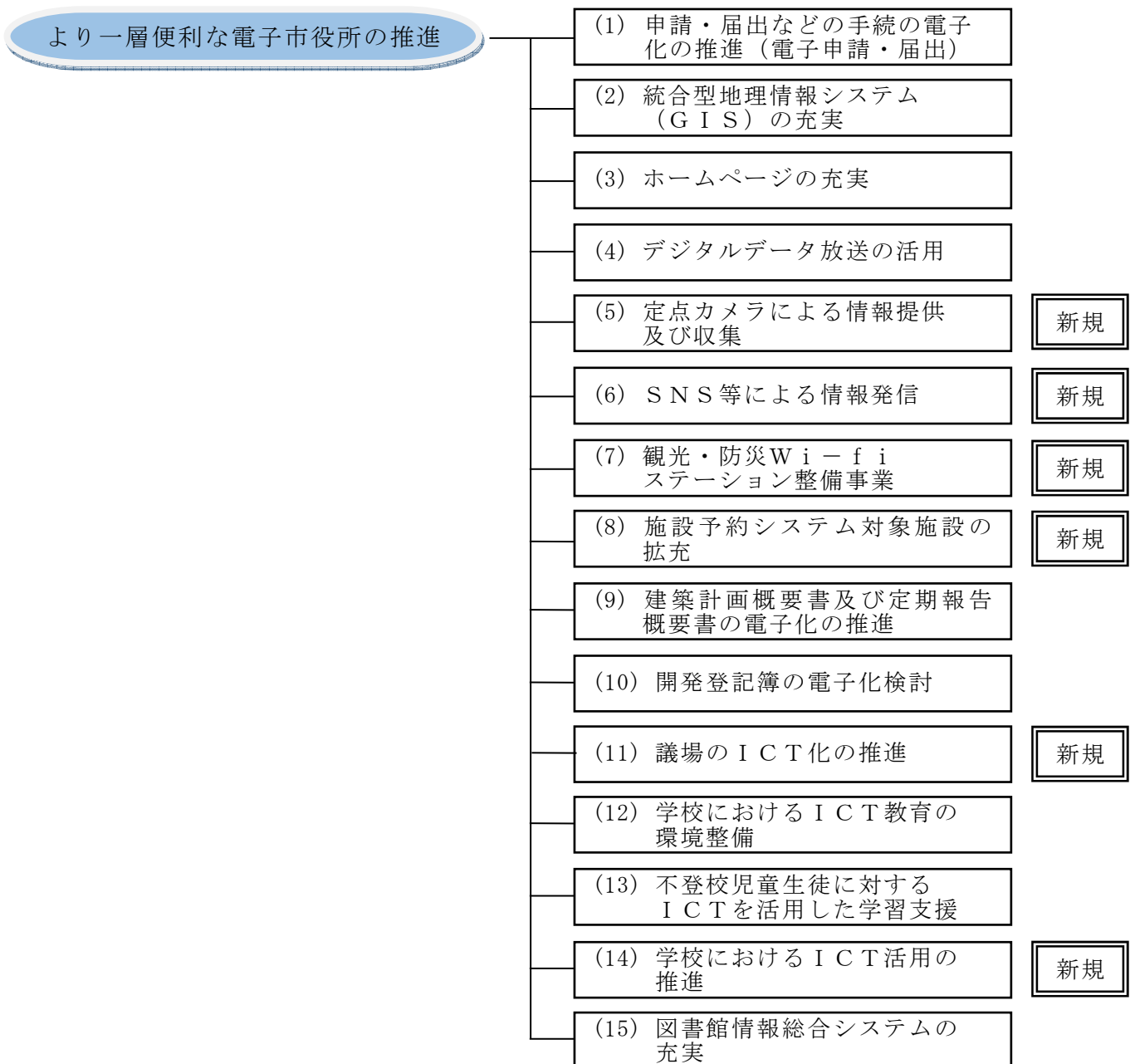
### (1) 情報化推進計画の体系

前情報化推進計画の実施結果の評価に基づき、継承すべきものを情報化推進計画に反映し、また新たな事業を組み込みました。

情報化推進計画は3つの基本方針から成り立っており、基本方針を達成するために、23の事業推進計画を推進します。

#### 基本方針

#### 事業推進計画



基本方針

事業推進計画

より一層安心できる情報管理の  
仕組みの構築

(16) ICT部門事業継続計画の  
策定及び運営

(17) 情報セキュリティポリシーの  
改定

(18) 避難所支援システム導入の  
検討

基本方針

事業推進計画

より一層の低コスト化及び  
環境への配慮

(19) 人事給与システムの導入

新規

(20) 国民健康保険高額療養費の  
支払方法の電子化

(21) 健康管理システムの導入

新規

(22) 新財務会計システムの導入

新規

(23) 不動産登記のオンライン申請  
の活用

新規

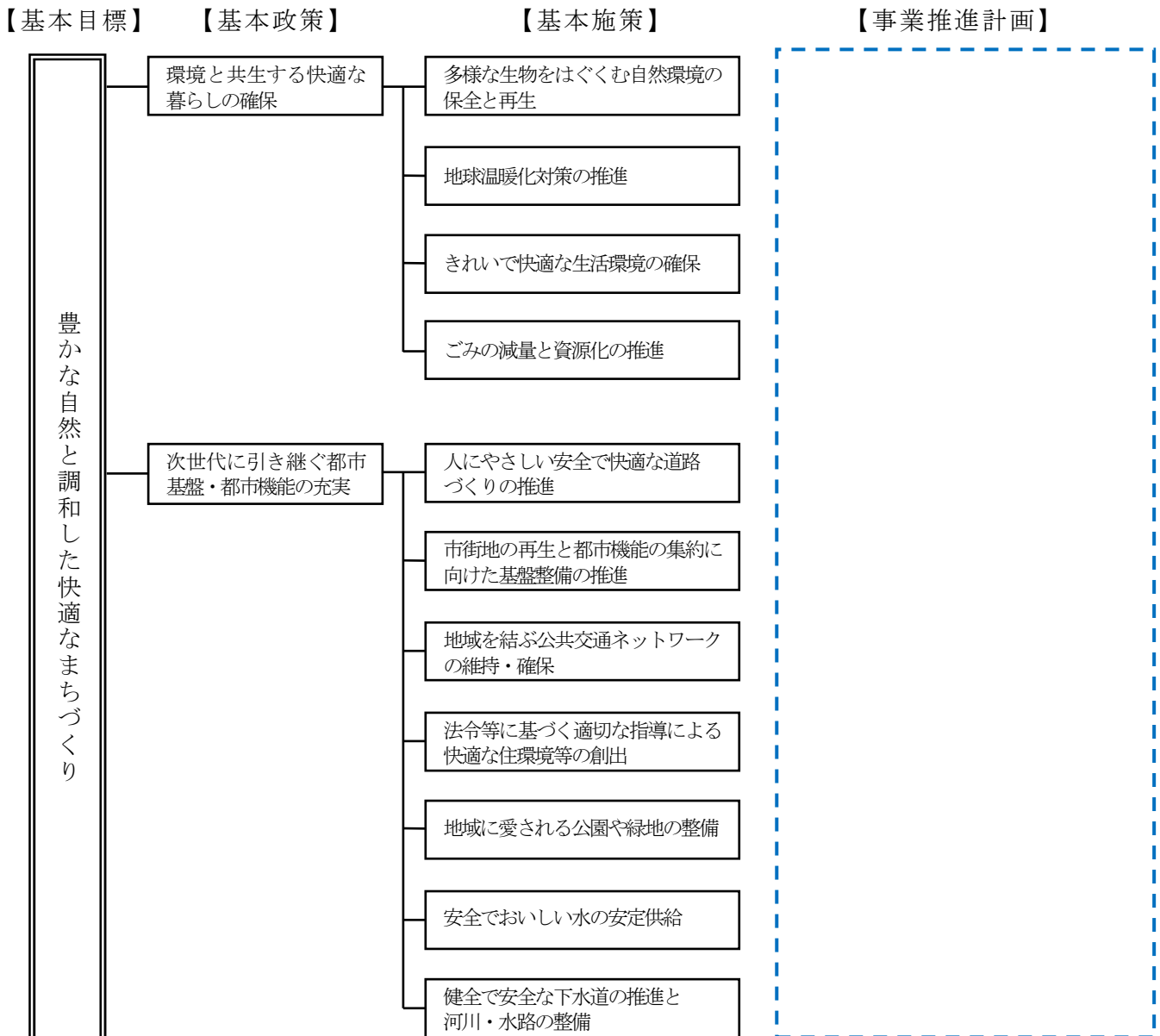


(2) 総合計画との関連

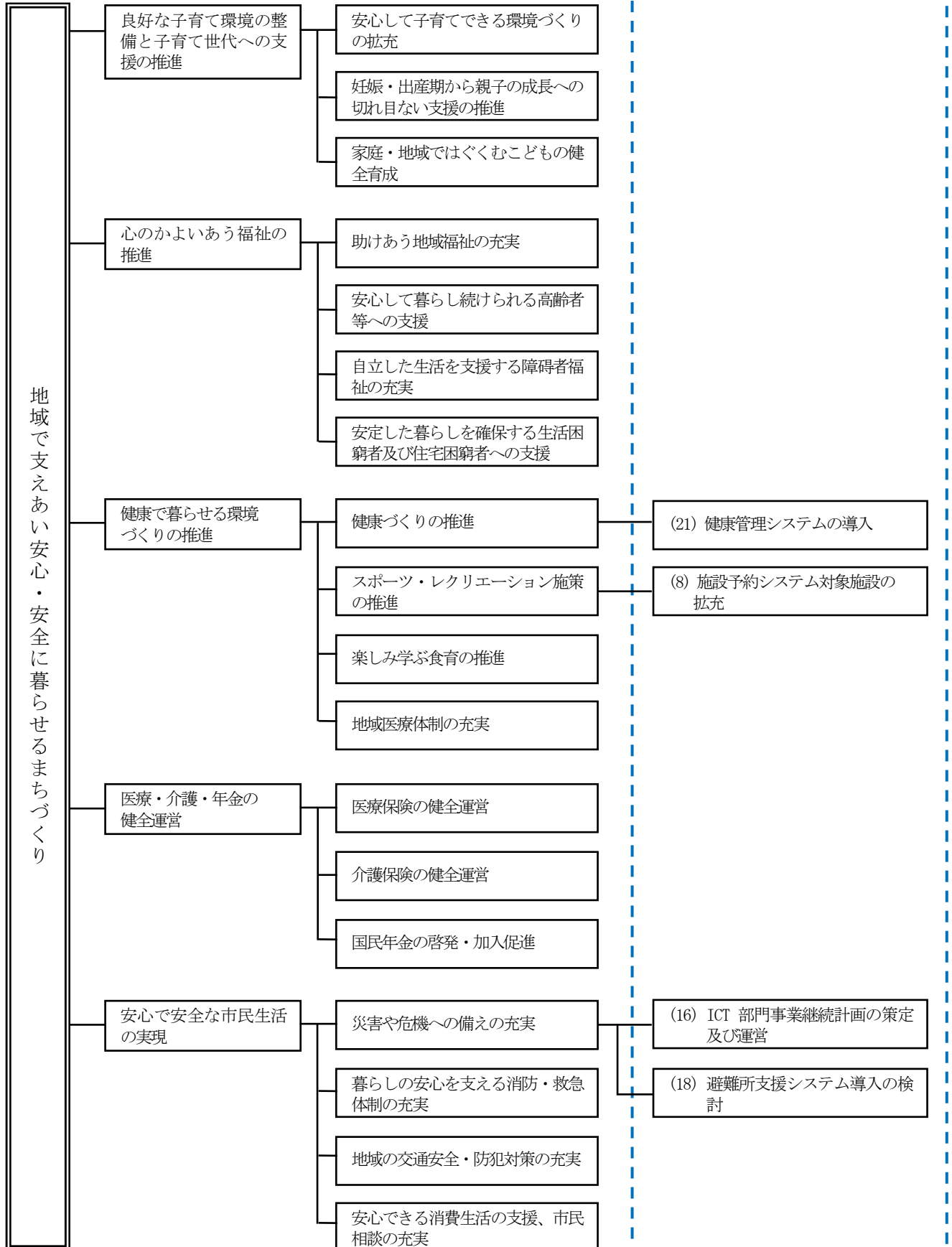
情報化推進計画は、前述のとおり、ICTの活用により本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市（まち）」の実現を目指すものであり、総合計画の基本施策とも幅広く関連しています。

総合計画

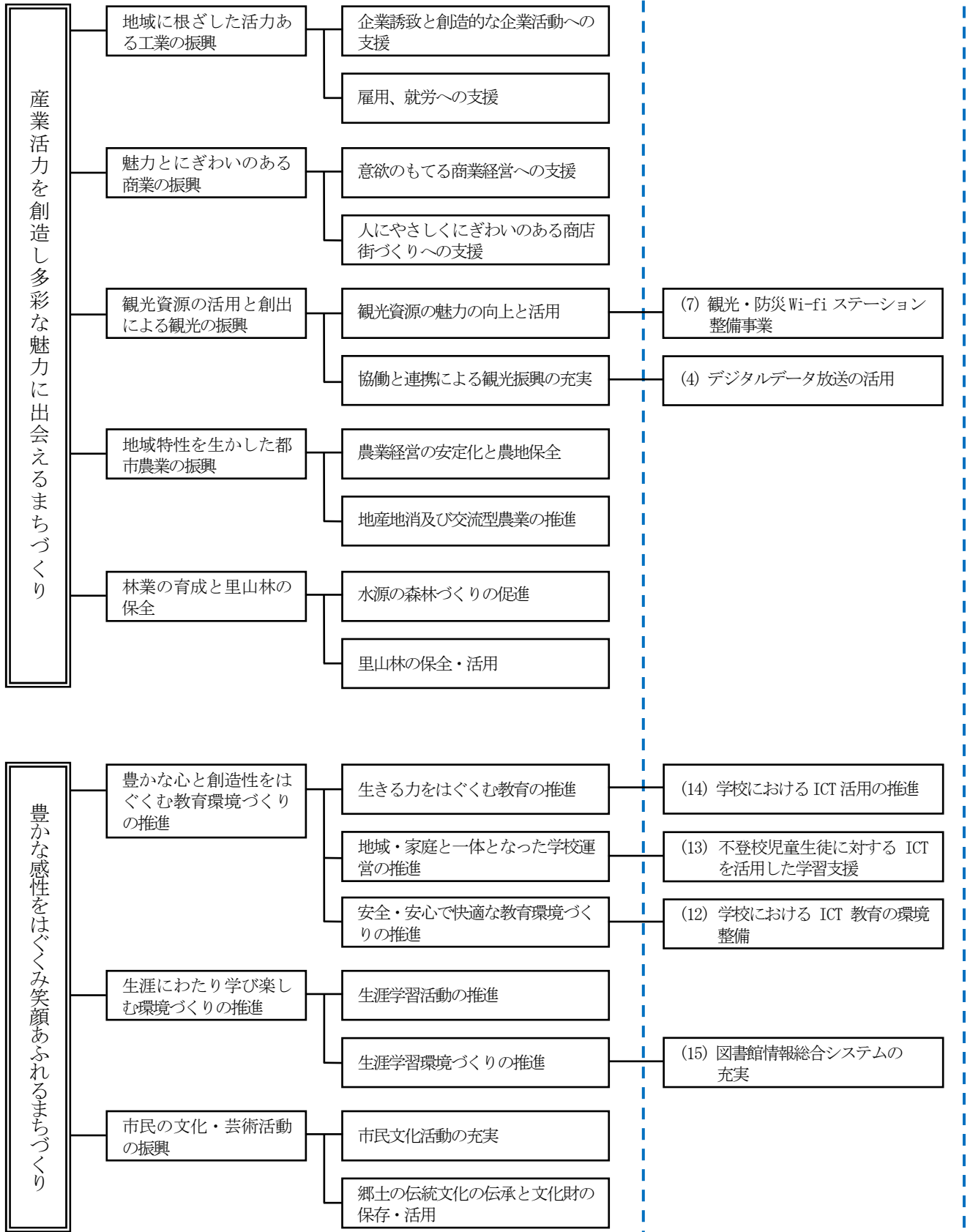
情報化推進計画

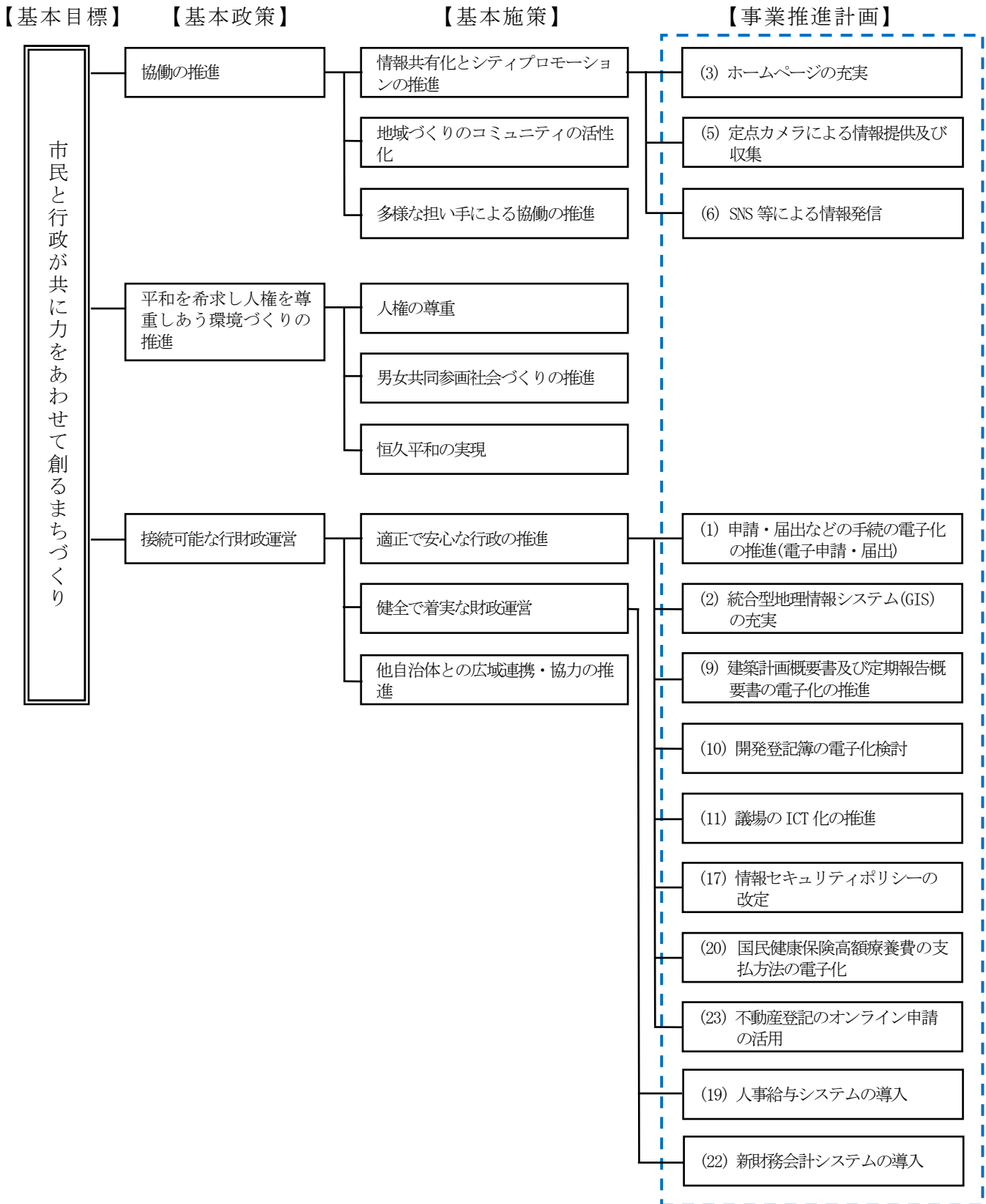


【基本目標】      【基本政策】      【基本施策】      【事業推進計画】



【基本目標】      【基本政策】      【基本施策】      【事業推進計画】





## 5 事業推進計画

### (1) 申請・届出など手続の電子化の推進

#### ア 事業の概要

電子申請システムが利用可能な手続の種類を増やすとともに、この手続の簡素化に努めます。

また、現在は粗大ごみ収集申請など33種類の手続が可能ですが、イベントや講座の申し込みなど電子申請システムが利用できる手続きの拡充を図ります。

#### イ 事業の目的

窓口業務の迅速化や業務の効率化、市民サービスの向上を図ります。

また、印鑑や本人確認が不必要な申請・届出を出来る限り電子化し、年間件数5000件を目指します。

#### ウ スケジュール

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
広報はだのへの広告 記事の掲載	→				
電子申請システムの 利便性向上	→				

(2) 統合型地理情報システム（GIS）の充実

ア 事業の概要

各種の地図情報を重ね合わせることにより、さまざまな情報を得ることが可能となる統合型地理情報システムについて、現在整備されている地図情報のほか、下水道、河川・水路情報ほか内容の充実を図り、市民への情報提供のツールとしての活用及びシステム構築を検討します。

イ 事業の目的

窓口業務の迅速化や業務の効率化、市民サービスの向上を図ります。

ウ スケジュール

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
外部公開機能を備えた次期システムの仕様検討	→				
外部公開機能を備えた次期システムの構築及びシステム移行		→			
搭載情報の外部公開			→		

**(3) ホームページの充実**

**ア 事業の概要**

情報量が多く、目的のページにたどり着くまでに時間が掛かってしまうのが現状です。また、スマートフォンやタブレット端末が普及し、情報をホームページから得ることが当たり前となっています。

そこで、最新の情報の提供及び内容の拡充をし、より分かりやすい内容となるよう工夫を図るとともに、携帯電話による行政情報の提供についても、引き続き推進を図ります。

また、カテゴリ分類やページの構造を精査し、分かりやすいホームページを目指します。また、平成29年2月のリニューアル時に、全ページにおいてスマートフォン版を作成します。

**イ 事業の目的**

最新の情報を迅速に提供すること、また内容の拡充により市民サービスの向上を図ります。迅速な情報提供をしながら、市民をはじめとした閲覧者が必要な情報を探しやすく、また内容が分かりやすいホームページを運用していくこと及びスマートフォンやタブレット端末でも見やすいホームページにすることを目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ホームページの充実	→				
ホームページの リニューアル	→				

**(4) デジタルデータ放送の活用**

**ア 事業の概要**

現在は、さまざまな媒体で情報を得ることができるようになっていたため、ホームページやtwitterなどに加え、テレビでのデジタルデータ放送を活用します。テレビ神奈川のデジタルデータ放送を利用し、観光案内やイベント情報を提供します。同じ情報はインターネットやワンセグ対応の携帯電話でも閲覧できます。

**イ 事業の目的**

地域密着の放送局活用による、多くの人への効率的な情報提供を図ります。また、身近なテレビという媒体を活用し、観光やイベント、安全・安心に関わる情報を、スピーディーかつ効率的に発信していくことを目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
デジタルデータ放送に観光情報、安全・安心情報を提供					



(5) 定点カメラによる情報提供及び収集

ア 事業の概要

平成24年1月からテレビ神奈川が市内に設置する定点カメラを活用しています。今後も本市の恵まれた自然や町並み、景観等を市内外に配信し、災害発生時における情報収集に活用します。

イ 事業の目的

市のイメージアップを図るとともに、災害発生時における情報収集に活用します。また、定点カメラの映像は、市内の状況をリアルタイムで見ることができるため、ハイキングや観光に出掛ける人の参考に、また、災害発生時の状況を把握する手段になります。

ウ スケジュール

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
定点カメラによる情報提供及び収集	→				

(6) SNS等による情報発信

ア 事業の概要

平成24年2月から公式twitterを活用し、観光案内やイベント情報を提供するとともに、光化学スモッグの発生や行方不明者の捜索等、防災対策にも有効活用しています。

今後は公式YouTubeを活用した映像配信も行い、市の情報を効果的に発信します。

イ 事業の目的

観光案内やイベント情報、光化学スモッグの発生や行方不明者の捜索など、さまざまな情報を迅速かつ効果的に提供します。

また、インターネット回線の大容量化、スマートフォン等の通信機器の普及に伴い、これまでの文字や画像による情報発信に加えて、映像を活用することによる効果的なシティプロモーションが期待できます。

ウ スケジュール

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
公式 twitter による 情報発信	→				
公式 YouTube による 情報発信	→				

(7) 観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

ア 事業の概要

市内の自然公園や観光案内所等にWi-Fiステーション等を設置することで、インターネット環境を充実化します。

イ 事業の目的

観光地の環境整備事業の一環として、国内の観光客に加えて、近年増加傾向にある外国人観光客向けに、市内の自然公園や観光案内所等にWi-Fiステーション等を設置することで、スマートフォンでアクセス可能なインターネット環境を充実化し、本市への誘客を図ります。

また、本市の観光地に「Wi-Fi環境の整備」という付加価値を加えて、観光客の利便性や満足度を高めることを目標とします。

ウ スケジュール

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
スポット整備予定地の調査・検討	➡				
スポット整備の予算化・補助金の申請		➡			
スポットの整備		➡			

**(8) 施設予約システム対象施設の拡充**

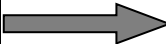

**ア 事業の概要**

現施設予約システムにおいて対象となっていないスポーツ施設においては、現在、予約は簿冊管理となっているため、市民は電話や来館しなければ予約の状況を確認できない現状のため、対象となるよう整備を進めます。

**イ 事業の目的**

窓口業務の迅速化や業務の効率化、市民サービスの向上を図ります。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
予約システムの環境整備					
予約システムの導入					

**(9) 建築計画概要書及び定期報告概要書の電子化の推進**

**ア 事業の概要**

建築計画概要書及び定期報告概要書について、申請者及び報告者から紙で提出された書類・図面等を電子化します。電子化した情報は、各課員のパソコンで閲覧、印刷できるよう既存システムに組み込みます。

**イ 事業の目的**

窓口業務の迅速化や業務の効率化、市民サービスの向上を図ります。  
また、建築計画概要書及び定期報告概要書の検索の容易さ及び複数の閲覧が可能なことによる窓口業務の迅速化、紛失・汚損防止等データの維持保全を目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
建築計画概要書及び定期報告概要書の電子化	→				

(10) 開発登録簿の電子化検討

ア 事業の概要

開発登録簿について、申請者から紙で提出された書類・図面等を電子化します。

イ 事業の目的

電子化により容易に検索することができるようになるほか、複数の職員が同時に閲覧及び印刷を行うことが可能となり、業務の効率化を図れます。

また、直接書類、図面等を扱わずとも閲覧及び印刷が行えるため、長年の使用により汚損、痛みが進んでいる書類、図面等の維持・保全に役立ちます。

ウ スケジュール

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
開発登録簿の電子化検討	→				

**(11) 議場のICT化の推進**

**ア 事業の概要**

全議員にタブレット端末の配付を行い、議会資料及び議員作成資料の電子化を実施するとともに、議場にプロジェクター及びスクリーンを設置して、議場で提示される資料等を映し出すことによって、傍聴者や議会中継視聴者が同じ情報を共有し、開かれた分かりやすい議会の推進を図ります。

また、資料の印刷・配付等を廃止し、事務の効率化を図ります。

**イ 事業の目的**

開かれたわかりやすい議会の推進、事務効率の向上、資料等の印刷コストの削減を図ります。

**ウ スケジュール**

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ICT 推進の検討	→				
タブレット端末の導入・運用	→				
スクリーン・プロジェクターの導入・運用	→				
議場システムの改修			→		

**(12) 学校における I C T 教育の環境整備**

**ア 事業の概要**

タブレット端末の整備・拡充、及び普通教室でもパソコンを利用できるように、I C T 教育に必要な環境整備を推進します。

**イ 事業の目的**

情報通信技術の進展やグローバル化に対応できる児童生徒を育成するため、学校における I C T 教育の環境整備を推進します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
学校における I C T 教育の環境整備					



**(13) 不登校児童生徒に対するICTを活用した学習支援**

**ア 事業の概要**

不登校児童生徒への学習の機会を保障するため、教育支援教室に通室中の児童生徒、及び通室していない不登校児童生徒に対してインターネットを通じて学習教材の提供を行います。

**イ 事業の目的**

教育支援教室に通室している児童生徒だけでなく、通室していない不登校児童生徒に対しても学校復帰のきっかけづくりと学習支援を図ります。

また、本市における不登校児童生徒の学習機会を保障することで、子どもの学ぶ意欲の向上を目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
インターネットを活用した学習支援					

**(14) 学校におけるICT活用の推進**

**ア 事業の概要**

学校の授業において情報教育機器を活用することで、子どもたちの確かな学力の向上及び情報活用能力の育成を図るとともに、ICTを活用して校務の情報を教職員が共有することにより校務の効率化を進めます。

**イ 事業の目的**

教育の情報化を推進し、授業及び校務におけるICT活用の充実を図ります。

また、子どもたちの確かな学力、校務の効率化につなげること、教育におけるICT活用に関する研修会への教職員の参加率を高めることを目指します。

**ウ スケジュール**

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
ICTを活用した教育に関する研究の推進	▶				
ICTを活用した教育に関する研修会の実施	▶				
校務支援ソフトの円滑な運用	▶				

(15) 図書館情報総合システムの充実

ア 事業の概要

図書館情報総合システム（窓口オンライン、市民開放端末、インターネット）を用いて、蔵書検索、貸出、返却、予約、蔵書管理等の業務を行っていきます。引き続き資料の配送システムの充実を図るとともに、ホームページの活用、学校との連携等、平成30年12月に予定されている図書館システムの更新に向けて新たな図書館サービスについて検討していきます。

イ 事業の目的

市民に親しまれ、市民の学習や生活に役に立つ図書館を目指し、図書館サービスの向上を図ります。

また、図書館情報総合システムを充実させることにより、あらゆる業務のレスポンスタイムを速くし、業務の効率化及びセキュリティの強化を図り、より利用者へのサービスを向上することを目指します。

ウ スケジュール

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
次期図書館システムの検討	→				
次期図書館システムの構築		→			
図書館新システム稼働			→		

(16) ICT部門事業継続計画の策定及び運営

ア 事業の概要

平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておくICT部門事業継続計画を策定します。地震初動版の策定は終了しているため、引き続き情報収集を行いながらインフルエンザ編等の策定を行っていきます。

イ 事業の目的

市役所が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合における事業資産の損害を最小限に抑え、中核となるシステムの継続及び早期復旧を可能にします。

ウ スケジュール

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
最新の国・県の動向調査	→				
インフルエンザ編等の策定		→			

**(17) 情報セキュリティポリシーの改定**

**ア 事業の概要**

国の情報政策を踏まえ、情報セキュリティに関する最新の考え方を取り入れ、これからの社会情勢に適合した情報セキュリティポリシーを作成します。

**イ 事業の目的**

情報セキュリティの強化を図ります。

また、社会情勢に適合した情報セキュリティポリシーの作成を目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
最新の国・県の動向調査					
必要に応じて情報セキュリティポリシーを改定（随時実施）					

**(18) 避難所支援システム導入の検討**

**ア 事業の概要**

被災者支援システムをさらに発展させ、市内23か所の第一次避難所及び市内の第二次避難所も含めた避難所をローカルネットワークで結び、市内の被災状況を一元管理し、市民への正確な情報提供を行います。

また、避難所でのW i - f i等のネット環境を整備し、災害時に市民が情報伝達する際に困らないよう情報伝達ツールの整備を行っていきます。

**イ 事業の目的**

市内の被災状況を一元管理することで市民へ正確な情報伝達が可能となります。

市内の全避難所から災害対策本部へ、また、災害対策本部からも各避難所へリアルタイムに情報伝達ができ、災害時であっても平常時と同様情報の共有ができることを目標とします。

**ウ スケジュール**

項目	年度				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
導入に向けての検討、課題等の調査・研究	→				
導入・運用に向けての準備				→	

**(19) 人事給与システムの導入**

**ア 事業の概要**

パッケージシステムの導入により、人事及び給与情報を一元的に管理し、人事給与事務等の合理化、効率化及び高度化により人件費等の削減を図ります。

**イ 事業の目的**

業務の効率化による担当職員の人件費の削減を図ります。

また、人事評価、人事異動や昇格などのシステム上の連携により、一層きめ細やかな人事管理を効率的に行うことができます。現状、手作業での事務処理が大半のため、処理量は職員の知識や経験・能力に影響されますが、システム化により比較的経験の浅い職員でも正確かつ迅速な処理が期待でき、事務処理上のミスの防止につながります。

**ウ スケジュール**

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人事給与システムの稼働 (H29.1~)					

**(20) 国民健康保険高額療養費の支払方法の電子化**

**ア 事業の概要**

国民健康保険高額療養費の支払いにおいて、口座振込みで実施しているものについて、口座振込依頼書を作成していますが、電子媒体で提供するように振込データを電子化します。

**イ 事業の目的**

紙データでの口座振込依頼に比べ、金融機関での支払事務がスムーズになります。

また、電子化により、業務の効率性の向上（年間件数：約 7,200 件）を図ります。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
関係各課との調整	→				



**(21) 健康管理システムの導入**

**ア 事業の概要**

現在使用しているオンラインの業務システムに代えて、新たに健康管理システムを導入する。

**イ 事業の目的**

業務の効率化、市民対応の迅速化及びサービス内容の充実を図ります。  
また、一人ひとりの状況に応じた、適切な保健指導を効果的、効率的に展開することにより、市民の健康増進を図ることを目指します。

**ウ スケジュール**

年度 項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
システム導入の検討 (必要な機能の検討、 経費など)	→				
企画提案方式によるシ ステムの選定、契約締 結、導入		→			
システムの本格稼働			→		

**(22) 新財務会計システムの導入**

**ア 事業の概要**

新行革プランとの整合性を図るとともに迅速な会計事務処理を行うため、事業者開発のシステムを導入する。

**イ 事業の目的**

財務会計における事務の煩雑さや各種帳票作成における操作性が向上します。

また、多角的な検索ができるようになるため、現状把握・分析のためのタイムリーで多様な目的に対応したデータ抽出を各担当者が自席でできるようになります。

さらに、財務会計とは別に作成していた、個々のデータとの連携・取込みが可能となり、財務データとして一括管理できるようになります。

**ウ スケジュール**

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
導入・テスト稼働・本番稼働					

**(23) 不動産登記のオンライン申請の活用**

**ア 事業の概要**

不動産登記について、紙媒体を直接法務局に持参しての申請から、インターネットを利用したオンラインによる交付申請とします。

**イ 事業の目的**

これまでは、紙媒体を直接法務局に持参して交付申請をしていたため、紙の消費と待ち時間が発生していました。

また、受付時間に間に合うよう持参しなければならないため、申請可能時間が限られていました。

そこで、オンラインで申請することにより、紙の省略、待ち時間の短縮、申請可能時間の延長が期待できます。

**ウ スケジュール**

項目 \ 年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
不動産登記のオンライン申請					



# 資料編

## 1 本市情報システムの歩み

平成28年1月現在

- 昭和44年      ・住民税徴収業務を電算委託
- 昭和46年      ・固定資産税業務を電算委託
- 昭和47年      ・国民健康保険税業務を電算委託
- 昭和48年      ・給与計算業務を電算委託  
                   ・電算要員3名を電算研修に派遣  
                   8月に企画部企画課事務管理係設置  
                   (5名、11月に2名増員)
- 昭和49年      ・電子計算機を導入し、委託処理から自己処理に転換
- 昭和51年      ・委託業務の自己処理化完了
- 昭和55年      ・カナ住民情報システム稼動
- 昭和57年      ・カナオンラインシステム稼動  
                   ・端末機8台設置
- 昭和59年      ・漢字オンラインシステム稼動  
                   (住民情報を契機にさまざまな業務で電算化が進展)  
                   ・総合窓口開始
- 昭和60年      ・電子計算組織個人情報保護条例施行
- 昭和63年      ・財務会計システム稼動
- 平成 2年      ・契約管理システム(業者登録)稼動  
                   ・外国人登録システム稼動  
                   ・保健情報管理システム稼動
- 平成 3年      ・生活保護システム稼動
- 平成 6年      ・福祉医療給付助成システム稼動
- 平成 7年      ・小児医療助成システム稼動
- 平成10年      ・休日発行システム稼動【サーバ】  
                   ・施設予約システム稼動【サーバ】
- 平成11年      ・一人1台に向けてパソコン180台導入
- 平成12年      ・財産管理システム稼動
- 平成13年      ・グループウェアの組織運用開始  
                   ・はだのIT学習館設置

- 平成14年
  - ・住民基本台帳ネット稼働開始【サーバ】
  - ・秦野市第1期情報化推進計画策定
- 平成16年
  - ・秦野市イントラネット稼働開始
  - ・施設予約及び図書貸出予約のインターネットサービス開始【サーバ】
  - ・一人1台パソコン整備完了
  - ・総合行政ネットワーク運用開始【サーバ】
- 平成17年
  - ・情報セキュリティポリシー策定
  - ・行政手続オンライン化条例施行
  - ・電子申請、電子入札運用開始
- 平成18年
  - ・乳幼児健診管理システム稼働
  - ・統合型地理情報システム(GIS)稼働【サーバ】
  - ・市役所西庁舎LANの回線速度高速化
- 平成19年
  - ・後期高齢者医療システム稼働【サーバ】
  - ・秦野市第2期情報化推進計画策定
- 平成20年
  - ・戸籍総合システム稼働【サーバ】
  - ・定額給付金等管理システム稼働
- 平成22年
  - ・こども手当システム稼働【サーバ】
- 平成23年
  - ・秦野市第3期情報化推進計画策定
- 平成25年
  - ・介護認定支援システム稼働【サーバ】
  - ・水道財務会計システム稼働【サーバ】
- 平成26年
  - ・秦野市情報化推進委員会設置
- 平成27年
  - ・農地台帳システム稼働【サーバ】
  - ・ネットワーク分離に向けた取組みを開始

## 2 情報化推進組織の設置に係る規則

### (1) 秦野市情報化推進委員会規則

(平成26年9月5日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 委員会は、15名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 情報通信技術について高度な知識及び経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)



第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、情報化推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初の委員の任期は、平成26年11月18日までとする。

## 秦野市情報化推進計画

平成28年（2016年）3月

秦野市政策部情報システム課

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電話：0463-82-5115(直通)

F A X：0463-83-3597

E-mail：[jouhou@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:jouhou@city.hadano.kanagawa.jp)